

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会公印規程

昭和 57 年 12 月 11 日  
訓 令 甲 第 1 号

改正 平成 25 年 8 月 1 日 訓令第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会の公印について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、公印とは公文書に使用する議会印及び職印をいう。

(公印の名称等)

第 3 条 公印の名称、様式、寸法、書体、使用範囲、管守者及び個数は、別表のとおりとする。

(公印の管守責任)

第 4 条 公印は、管守者が責任をもって保管しなければならない。

(調整、改刻、廃棄)

第 5 条 公印の調整、改刻又は廃棄は、議長の決裁を受けなければならない。

(使用)

第 6 条 公印を使用するときは、決裁済みの原議書を管守者に提示し、承認を受けなければならない。

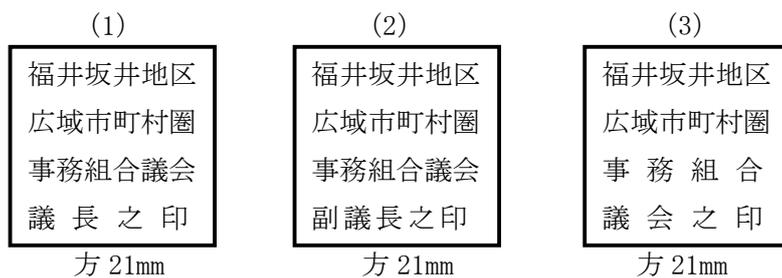
附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和 57 年 12 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 8 月 1 日訓令第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第 3 条関係）



名 称	様式	寸法 mm	書 体	使 用 範 囲	管 守 者	個 数
組合議会議長印	1	方 21	古印体	議長名をもって する文書	書記長	1
組合議会副 議長印	2	方 21	古印体	副議長名をもつ てする文書	書記長	1
組合議会印	3	方 21	清朝体	議会名をもって する文書	書記長	1